告 示

埼玉県告示第三百三十二号

定款 出されたの 特定非営利 の変更の認 で 活 同条第五項におい 証を受けようとする特定非営 動促進法 (平成十年法律第七号) て準用する 同法第十条第二項 利活動法人 第二十五 から 条第四 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 とお 項 \mathcal{O} 規定に 12 り より 申請 公告す 書が提 ょ り

aitamaken-npo.net/)) 活 に 部共助社会づ な お、 ン タ 当 ネッ 該 申 請 トを利用する方法 くり課及び埼玉県東部地域振 に係 る により 変更後 縦覧に供する。 \mathcal{O} 定 (埼玉県N 款 を、 申 興セ 請 Ρ 書を受理 Ο 情報ス ン タ テ に お た シ 11 日 て備 彐 カン ら 二月 え置く方 (http://www.s 間、 法 県 並 民 び 生

平成二十九年三月二十四日

知玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十六日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人RJ対話の会

三 代表者の氏名

梅崎 蓄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市平方千八百九十二番地三十六

五 定款に記載された目的

とする 築き直 け 復 広 R るため や病気をも を支援する。 < Jと略す) _ \mathcal{O} Ļ 般市民を対象に、 法 に必要な成年後見事業を実施 お 互 は、 う人、 \mathcal{O} 修復的 修復 理念 いを尊重 子ども、 的正義 「地域 正 家族や親 義 して話し合う カュ \mathcal{O} \widehat{R} 5 女性、 理念を普及啓 誰も排 е L S 高齢者 V t 除 周囲 ¬ R О て、 r などの な 発 J対話の会」 \mathcal{O} い 特 į 人 t に、 々 i に 権利擁 誰もが と の V 基づき、 弱 е 間 11 立場に で損なわ 地域で 護を推進することを目的 を通して、 子ども u S おか 安心 れた関係を正 から大 れ その関係 し С やす て暮ら е 人まで、 \mathcal{O} 下 続 口 が